

市有地（新居文化公園西側土地）公売に関する質疑回答

No. 1

No.	質 疑	回 答
1	公租公課（固定資産税・都市計画税）の精算について ①起算日について ②土地の課税標準額について	①固定資産税・都市計画税の起算日は1月1日となります。よって、新所有者が負担する固定資産税・都市計画税は平成32年度分からとなります。 ②市有地のため土地の評価は行っていません。評価方法及び路線価等については税務課資産税係（Tel：053-576-1217）へお問い合わせください。
2	敷地内にある松などの樹木・植栽は撤去しても良いか。	土地売買本契約締結後に撤去していただくことは可能です。
3	西側道路から敷地に越境している樹木・植栽は撤去してもらえるのか。	必要に応じて伐採等行います。
4	買受人決定後、土地売買本契約が完了していない段階で分筆してもよいか。	分筆は土地売買本契約締結後とさせていただきます。
5	北西の係留施設駐車場は平成31年6月までに移転可能か。	現時点ではスケジュールが未定ですので移転完了時期についてはお答えできかねます。